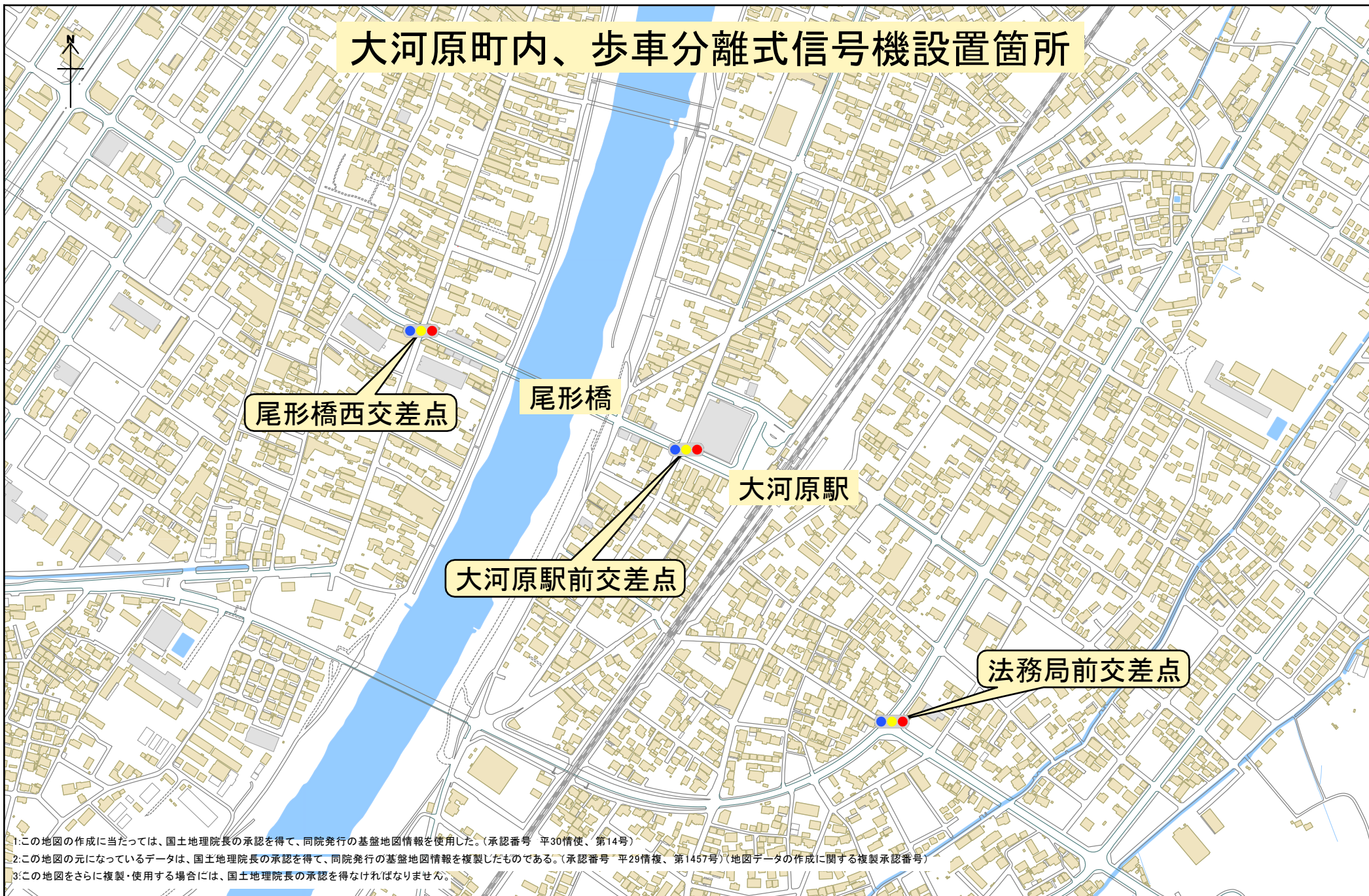


大河原町内、歩車分離式信号機設置箇所



1:この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第14号)

2:この地図の元になっているデータは、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1457号)(地図データの作成に関する複製承認番号)

3:この地図をさらに複製・使用する場合には、国土地理院長の承認を得なければなりません。

250 m
1:6,400